



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年2月17日金曜日 第2849号

◇ 目 次 ◇

一部事務組合の規約の変更許可.....	(市町振興課).....	76
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、一部事務組合の共同処理する事務の変更及び一部事務組合の規約の変更の許可...(").....	(").....	76
指定自立支援医療機関の指定.....	(健康増進課).....	76
同意の成立(漁獲共済).....	(漁政課).....	77
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課).....	77
土地改良区役員の就退任の届出.....	(中予地方局農村整備第一課).....	77
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課).....	77
道路の供用開始(県道和气衣山線).....	(").....	78
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課).....	78
建設業者の許可の取消し.....	(南予地方局管理課).....	78

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	(男女参画・県民協働課).....	78
交通管制センター、サブセンター等設備保守業務の委託.....	(警察本部会計課).....	79

雑 報

環境影響評価方法書について.....	(環境政策課).....	79
--------------------	--------------	----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第144号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり伊予市外二町共有物組合の規約の変更を許可した。

平成29年2月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1 変更事項
別表で定める区域の変更
- 2 規約変更年月日
愛媛県知事の許可があった日
- 3 規約変更許可年月日
平成29年2月9日

○愛媛県告示第145号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体

○愛媛県告示第146号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年2月17日

愛媛県知事 中村時広

の数の増減及び同組合の規約の変更を許可した。

平成29年2月17日

愛媛県知事 中村時広

1 増減等の内容

(1) 増減内容

平成29年3月31日をもって、愛媛県市町総合事務組合の構成団体である西条市を、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民、又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退させる。

(2) 規約の変更事項

上記の増減内容に係る規定の変更

2 増減等の年月日

(1) 増減年月日

平成29年4月1日

(2) 規約の変更年月日

平成29年4月1日

3 増減等の許可年月日

平成29年2月9日

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
そよかぜ薬局	新居浜市中秋町1番地37生活協同組合 コープえひめコープ中秋内	株式会社サミット	精神通院医療(薬局)	平成29年 1月15日
アイン薬局山西店	松山市山西町890番地	株式会社西日本ファーマシー	精神通院医療(薬局)	平成29年 2月1日
アルファ調剤薬局済生会前	松山市山西町879番地10	株式会社アルティザン	精神通院医療(薬局)	平成29年 2月1日
たんぼば薬局山西店	松山市山西町891番地1階	たんぼば薬局株式会社	精神通院医療(薬局)	平成29年 2月1日
にこにこ薬局角野店	新居浜市中西町6-45	株式会社アクト	精神通院医療(薬局)	平成29年 2月1日

○愛媛県告示第147号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	区 分
三瓶湾・日振島区域(八幡浜漁業協同組合の地区のうち旧三瓶湾漁業協同組合の地区及びつわみ漁業協同組合の地区のうち旧日振島漁業協同組合の地区)	総トン数40トン以上100トン未満の漁船により、まき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第148号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成29年 2月17日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指定障害児通所支援の種類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3851000053	エーアイ・パワー株式会社	愛媛県松山市宮西1丁目4番43号1階	小柳直亮	児童発達支援	こどもプラス伊予教室	愛媛県伊予市八倉520番地	平成29年 2月1日
3851000053	エーアイ・パワー株式会社	愛媛県松山市宮西1丁目4番43号1階	小柳直亮	放課後等デイサービス	こどもプラス伊予教室	愛媛県伊予市八倉520番地	平成29年 2月1日

○愛媛県告示第149号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東温市下林下土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年 2月17日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 和 男	東温市下林甲1776番地1

○愛媛県告示第150号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般-23)第4460号	平成24年 1月24日	玉川電設工業(株)	藤野 一馬	松山市中須賀1-1-22	平成29年 1月17日	電気工事業	建設業の廃止
(般-24)第1240号	平成24年 8月17日	(株)重松建築匠房	重松 正昭	松山市空港通4-6-8	平成29年 1月17日	建築工事業	建設業の廃止
(般-23)第14926号	平成24年 2月8日	(有)アフト	楠田 孝志	松山市中野町甲331-12	平成29年 1月30日	電気通信工事業	建設業の廃止
(般-28)第9258号	平成28年 10月22日	(株)フジクウ	宮内 康夫	松山市久万ノ台1068-1	平成29年 1月31日	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	和気衣山線	松山市和気町一丁目5番8から 同町一丁目4番7まで	平成29年 2月17日

○愛媛県告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年 2月17日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
28中局建（開）第42号 平成29年 2月6日	伊予市下吾川字北野490番、491番2、501番3	松山市井門町373番地1 （株）上浮穴産業 代表取締役 西 岡 貞 夫

○愛媛県告示第153号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した 建設業の種類	取消の原因 となった事実
（般-24）第12687号	平成24年 6月22日	（有）末広工務店	末廣八重子	宇和島市津島町山財4818	平成29年 1月11日	建築工事業	建設業の廃止
（般-26）第17399号	平成26年 10月6日	平田電気	平田 貴久	八幡浜市八代乙463-49	平成29年 1月11日	電気工事業	建設業の廃止 （法人成り）
（般-27）第10907号	平成27年 7月24日	井門電気水道設備（有）	井門 國廣	喜多郡内子町五十崎甲65 6-1	平成29年 1月18日	土木工事業 及び・土工事業 石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 （一部）
（般-25）第16424号	平成26年 1月22日	（株）松野興産	山口 大樹	北宇和郡松野町大字松丸 358	平成29年 1月25日	土木工事業 及び・土工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年 2月3日	特定非営利活動法人 あいはいぶ・I have	武 田 行 雄	松山市畑寺4丁目4番35号	この法人は、様々な人々が共に生活していく社会の実現を図るため、障害者や高齢者・児童等、何らかの理由により日常生活に困難を有する者の自立支援を行うことにより、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年 2月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
交通管制センター、サブセンター等設備保守業務委託
- (2) 委託業務名及び数量
交通管制センター、サブセンター等設備保守業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
松山市若草町 7番地 1 (交通管制センター) ほか
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度、平成27年度、平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の交通管制センター、サブセンター等設備保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先 (郵送の場合)、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課交通安全施設係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町 2番地 2

電話 (089) 934 0110

- (2) 入札説明書の交付時期
公告の日から平成29年 3月22日 (水) の執務時間中
- (3) 入札書の受領期限
平成29年 3月29日 (水) 午前10時00分
- (4) 事前提出書類 (入札書のほかに提出する書類) の受領期限
平成29年 3月22日 (水) 午後 5時15分まで
- (5) 開札の日時及び場所
平成29年 3月29日 (水) 午前10時00分
愛媛県警察本部 2階 聴聞室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則 (昭和45年愛媛県規則第18号) 第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加申請書と併せ 2の(2)を証明できる書類を事前提出書類の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Maintenance and upkeep of Traffic Control Center and Sub center , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m. , 29 March 2017
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
Tel 089 934 0110

雑 報

○公 告

環境影響評価方法書について

愛媛県環境影響評価条例 (平成11年愛媛県条例第 1号) 第 5条第 1項の規定により、次の対象事業に係る環境影響評価方法書を作成したので、同条例第 7条の規定により、次のとおり公告する。

また、同条例第 7条の 2 第 2項の規定により、環境影響評価方法書の説明会を開催することとしたので、併せて公告する。

なお、この環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

平成29年 2月17日

協同組合クリーンプラザ 理事長 長 野 雄 二

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 事業者の名称 協同組合クリーンプラザ
- (2) 代表者の氏名 理事長 長野 雄二
- (3) 主たる事務所の所在地 四国中央市妻鳥町3048番地 2

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 協同組合クリーンプラザ産業廃棄物焼却施設整備事業
- (2) 種類 産業廃棄物焼却施設の設置の事業

- (3) 規模 1日当たりの処理能力150トン1基
- 3 対象事業が実施されるべき区域
愛媛県四国中央市妻鳥町3048番地14
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
愛媛県四国中央市
- 5 環境影響評価方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- (1) 縦覧場所 愛媛県庁、四国中央市役所、協同組合クリーンプラザ
- (2) 縦覧期間 平成29年2月17日から平成29年3月16日まで
(土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。)
- (3) 縦覧時間 9時から17時まで
- 6 環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項
- (1) 提出期限 平成29年3月30日
- (2) 提出先
〒799 0113 愛媛県四国中央市妻鳥町3048番地2 協同組合クリーンプラザ
- (3) 意見書に記載すべき事項
- ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- イ 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書に記載された対象事業の名称
- ウ 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)
- 7 説明会の開催を予定する日時及び場所
- (1) 開催日時 平成29年2月24日 18時30分から20時30分まで
- (2) 開催場所 公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会 会議室(南)
愛媛県四国中央市川之江町4084番地1